主 文

本件各控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

## 事 実

控訴人らは、「原判決を取消す。控訴人らがそれぞれ被控訴人の従業員たる地位にあることを仮りに定める。被控訴人は、控訴人らが被控訴人の使用する事業所に立入つて就労し、または組合活動をすることを妨害してはならない。被控訴人は、控訴人らに対して別紙(一)記載の金員および昭和四七年三月から本案判決確定に至るまで毎月末日限り別紙(二)の計欄記載の金員をそれぞれ支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張は、原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

## 理 由

一 被控訴人が、資本金四三〇〇万円、バス約一七五台、従業員約六〇〇名をもつて、釧路支庁管内一円において一般乗合旅客自動車運送事業および一般貸切旅客自動車運送事業を営む会社であること、控訴人らがその主張の年月日にそれぞれ被訴人の従業員となり、かつ、その頃被控訴人の従業員をもつて組織する被控訴人助参加人組合(以下特別の場合を除き単に組合という)の組合員となつたこと、被控訴人が昭和四五年一〇月九日控訴人Aに対し、同月一〇日控訴人B、同C、同D、同E、同F、同G、同H、同J、同Kに対し、昭和四六年一月六日控訴人L、同Mに対し、それぞれ解雇の意思表示をしたこと、被控訴人と組合との間に労働協約があり、その第四条に、被控訴人は組合を脱退し、または組合から除名れた従業員を直ちに解雇する旨のいわゆるユニオンショップ条項が規定されていることは、いずれも当事者間に争いがない。

二 控訴人Aについて

同控訴人の前記解雇が組合から除名されたことにもとづくものであることは当事者間に争いがない。

同控訴人は、右除名が手続上瑕疵がありかつ除名理由が存在しないことに因り無効であるから、解雇も無効であると主張する。

しかしながら、組合との間にユニオンショツプ協定が存在する場合、使用者としては組合から組合員を除名した旨手続的に正当な通知があれば、右協定にもりまるの者を解雇すべき義務があり、使用者において右除名が重大な瑕疵により明かであることを知りながらなすものでない限り、除名がなんらかの瑕疵にある。無効であったとしても、右義務の履行としてなす解雇は有効と解すべきのもがあり、は一次のおり、本来ショツプ制なるものは組合自身の統制力強化にその目的があり、組合が内部規律に従つて組合員を除名するかはその自主的権能による事任を使用者としてこれに容かい調査することはできず、また、事後的審査においてもできるができる。

しかして、本件において右控訴人に対する除名が有効か無効かの点はさておき、少くとも被控訴人が右除名が無効であることを知りながら敢えて本件解雇の意思表示をしたものを認めるべき疎明はなんら存在せず、かえつて証人Nの証言によると、昭和四五年一〇月九日、組合の執行委員長Oら執行部が被控訴人会社の労務課長Pのもとに文書をもつて右控訴人を解雇するよう申入れに来た際、除名理由および所定の手続を終たうえ決定されたものである旨の説明を受け、被控訴人としては右除名が実体上も手続上もなんら瑕疵がないものと信じて本件解雇の意思表示をなしたものであることが一応認められる。

そうだとするならば、除名の有効無効について判断するまでもなく、本件解雇は 有効であるといわなければならず、結局右控訴人の本件仮処分申請は被保全権利の 疎明がないことに帰する。

三 その余の控訴人について

当裁判所としては、その余の控訴人に対する本件解雇の意思表示は、いずれも有効と判断する。その理由は、原判決三九枚目裏五行目から四四枚目裏一〇行目まで

のとおりであるから、これを引用する。 四 したがつて、控訴人らの本件仮処分申請はいずれも失当であり、これらを却下 した原判決は相当で、本件各控訴は理由がないからこれらを棄却することとし、訴 訟費用につき民事訴訟法第九五条、第九三条、第八九条を適用し主文のとおり判決

(裁判官 渡辺一雄 小川昭二郎 山之内一夫) (別紙(一)、(二)省略)